

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法施行令	施行令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>諸外国における株式の売買は、市場外での取引量も多い。このため、施行令改正案第6条の2第2項第3号における「その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法」については、市場外の広範な取引類型を定めることを検討いただきたい。</p>	<p>本改正は、国内の市場内取引が、①誰でも参加でき、②取引の数量や価格が公表され、③競売買又はそれに準ずる方法によって価格形成が行われていることを理由として、(原則として)公開買付規制の適用対象外とされていることに鑑み、一定の外国金融商品市場における取引について、いわゆる5%ルールの適用を除外することとするものです。</p> <p>今般の改正により新設する施行令第6条の2第2項第3号において、内閣府令で定めることとされているのは、外国金融商品市場における取引方法のうち競売買に準ずるものであり、外国金融商品市場外の取引を定めるものではありません。</p>